- I 部門別地球温暖化施策
- Ⅱ 重点取組の工程表
- Ⅲ アンケート調査結果の概要
- Ⅳ 温室効果ガス排出量算定に関する基礎資料
- V 計画の改定体制・経緯

第2章

第3章

第 4 章

第5章

第6章

第7章

# 

	出作が出げて記れた			7++ W E3-4E -1	3			11 11 4	
	温至効果力人削減万束	こ	世 元 日 日	E 収組の対象	報 報 が	何をわる		A Jートイ ・バブゴロ	エー政治関語の日本の計画の計画の計画の計画の計画の計画の計画の計画の計画の計画の計画の計画の計画の
△項目				事業 県民 4	行政		0/4	ジェクト	
設備・機器の導入推進	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進		•	● 業者(行政) 〇 行政	導入 導入促進	·普及啓発·情報提供	4-(1) 4-(2)	~ 與
		再生可能エネルギーの導入拡大・長期安定的発電に向けた事業環境整備等	環境政策課、林政 課、農村整備課、エ ネルギー開発擴展課	•	● 業者(行政) ○ 行政	導入 導入促進(支援)	·普及啓発·情報提供	1-2,3 2-T 4-2	₩ ~
		工場・事業場におけるエネルギー管理の撤底(国計 画)	璟境政策課	•	*** 〇 行政	診断利用 普及促進・フォローアップ	省エネルギー診断の利用促進に向けた普及啓発(講習会、事例紹介等)、利用に係るフォローアップ体制構築	4 – @	関
		ESCO事業 <sup>※1</sup> の利用普及	環境政策課	•	● 業者(行政) 〇 行政	等入等人促進	普及啓発(導入効果等について情報発信)		~
	②徹底的なエネルギー管理の実施	FEMS <sup>※2</sup> を利用した徹底的なエネルギー管理の実施(国計画)	環境政策課	•	◆ <del>*</del>	導入 普及促進・フォ ローアップ	普及啓発(講習会)、導入事業者のネットワーク支援		顯
			環境政策課、商工政 策課	•	業者 〇 行政	制度利用、 人材育成 制度活用促進、 フォローアップ		4 – ©	~ ~
2 環境に配慮した事業 活動の推進 (運用改善)	(1) 記備・機器類の適切な維持・保守管理	工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底(国計画、再掲)	環境政策課	•	*************************************	診断利用書及促進・フォローアップ	省エネルギー診断の利用促進に向けた普及啓発(講習会、事例紹介等)、利用に係るフォローアップ体制構築	4-Œ	関
		ESCO事業の利用普及(再掲)	環境政策課	•	● 業者(行政) ○ 行政	導入保進	普及啓発(導入効果等について情報発信)		型~
	②事業者による自主的取組の推進(国計画)	環境マネジメントシステムの普及促進	環境政策課	•	● 集者(行政) 〇 行政	導入 普及促進・フォ ローアップ	普及啓発(講習会)、導入事業者のネットワーク支援	4-Œ	関
		低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証(国計画)	環境政策課		〇行政	英	一定以上の温室効果ガスを排出する特定事業者等の 計画届出制度等、策定促進施策の検討		~
3 農林水産業のグリーン 化	-ン ①農林水産業における低炭素化の推進	農林業における再生可能エネルギー循環システム の形成	養林水產政策課、養 產國芸傑、畜產鰈、 林政課	•	● 業者(行政) 〇 行政	検討 フォローアップ	未利用パイオマス <sup>※3</sup> のペレット化、液体燃料化、ガス化なごに係る実用化及び利用促進に向けた調査検討	2-@	~~ 與
		農産物の地産地消	終合販売戦略課	•	県民 事業者 〇 行政	購入 販売権進 購入促進	普及啓発	2-3	超~
		農業における低炭素化の推進 環境保全型農業の推進	農林水産政策課、食 の安全・安心権進 類、農産園芸課、畜 産課	•	*** (一位)	準入導入促進	・生産現場における再生可能エネルギーの導入促進	2-3	國 ~
		水産業における低炭素化の推進	水産振興課	•	● 集者(行政) 〇 行政	等入促進	県内漁船の省エネ型エンジンへの転換、いか釣り漁業 Iにおける集魚灯の省エネ、LEDの導入促進		~~
	②徹底的なエネルギー管理の実施	省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進な ど	農林水產政策課、農 產國芸群、畜產課、 林政課	•	<ul><li>集告</li><li>(1)</li><li>(1)</li><li>(2)</li><li>(4)</li><li>(4)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(6)</li><li>(6)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><l< td=""><td>等入 導入促進(支援)</td><td>- 普及啓発・情報提供</td><td></td><td>関</td></l<></ul>	等入 導入促進(支援)	- 普及啓発・情報提供		関
4 仕組みづくり	①Jークレジット制度の推進	Jークレジット制度の推進	環境政策課、関係各 課	•	**昔 〇 行政	去用 活用促進	普及啓発・情報提供・モデル的取組	4-2	関
	②環境ビジネスの振興	環境経営に係る情報提供や普及啓発の推進	環境政策課、エネル	•	集者 〇 行政	環境経営の推進 普及啓発	- 普及啓発(セミナー開催)		関
		省エネ・環境ビジネスの創出・振興	ナー 国発振 実業	•	## C 数 数	後計響入促業	産業振興に係る具体的ニーズ、課題等の分析等 産学官金のネットワーク強化、情報提供		関

温室効果ガス削減方様 A 通用	ス削減方策 B 対策 当エネ化 エネルギー、省エネルギー性能の高い の易入促進	○ 各種施策 が装建築物における省エネ基準遠合義務化の推進 (国計画) 既存施設の省エネ化(改修)(国計画) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB) <sup>84</sup> の推進(国 計画) 低炭素認定建築物等の普及促進(国計画) 省エネ・環境性能の評価・表示制度の充実・普及促	職無用 口	取組の対象	誰が	何をやる	F 県の取組	G リードイ ングプロ ジェクト	n 取組開始 の時期(短期 又は中長期)
<b>項目</b> の省エネ化、省 機器の導入推	ш   #	17年 周	킨	県民		ामुद्ध ५-७	T THE CONTRACT	ジェクト	スは中長期
工・設備・機器の第入権 (②再生可能) 認備・機器の	一	当工水晶準適合義務化の推進 (改修)(国計画) 一・ビル(ZEB) <sup>Ni4</sup> の推進(国 の普及促進(国計画)	·						
11年の第一年 (1) を 1 年   10	エネルギー、省エネルギー性能の高い	(改修) (国計画)ビル(ZEB) <sup>※4</sup> の推進 (国の普及促進 (国計画)		• (		等人 第28条	普及啓発・情報提供		
②再生可能・被器の	エネルギー、省エネルギー性能の高い。導入促進	-・ビル(ZEB) <sup>K4</sup> の推進 (国 の普及促進 (国計画) 価・表示制度の充実・普及促			Į.	事 人院 第			
②再生可能コ配・機器の	エネルギー、省エネルギー性能の高い。導入促進		環境政策課、関係各 棘						~ 留
②再生可能	エネルギー、省エネルギー社能の高い。様人促進	省エネ・環境性能の評価・表示制度の充実・普及促							
②再生可能コ製造・破器の	エネルギー、省エネルギー性能の高い。場入促進	進(国計画)							
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>海入促進</b>	工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底(再		•	業也(行政)	華人	省エネルギー診断の利用促進に向けた普及啓発(講覧な、主心なく無い。	4-Œ	Ī
		掲)(国計画)		0	行政	導入促進	・ 国状、 事を指がまし、 利用に来るフォローナック 本当権 ・ 解	4-2	~ 몇
		再生可能エネルギーの導入拡大・長期安定的発電 に向けた事業環境整備等(国計画)	看猪政策禁、エネル ギー開発振興課	• 0	業者(行政) 行政	導入促進		1-2,3 2-0 4-2	型 型
		高効率な省エネルギー機器の普及 (国計画)		• 0	朱春(行政)	44人	普及啓発・情報提供		~ 週
		HSCO 業電の利用語を「語語」		•		端入			
			環境敬楽課、関係各 :: 課			導入促進	普及啓発(導入効果等について情報発信)、率先導入		~ 即
③微度的花工	③徹底的なエネルギー管理の実施	BEMS(ピルエネルギーマネジメントシステム) ※5の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー診 ギー管理の実施(国計画)	<b>開始政策課</b>	• 0	兼也(布裝) 布製	導入 導入促進	普及啓発(モデル事業)・率先導入・インセンティブ検討		
		中小企業の排出削減対策の推進(再掲)	環境政策課、商工政	•	業者	制度利用、人材育成	既存の融資制度の活用促進、企業間におけるノウハウサー・ボール・サー・デー・	4-Œ	桓~
┪		П	***	0	- 行政	制度活用促進、フォローアップ	共有 分拣据 人名 0.0 同 项	4-2	
2 環境に配慮した事業 活動の推進(運用改善)	①設備・機器類の適切な維持・保守管理	BEMSの活用、省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施(国計画)	環境政策課	• (		様入	普及啓発(モデル事業)・率先導入・インセンティブ検討	4-Œ	
		THE THE STREET STREET				4000年			
		ネット・セロ・エネ・レキー・ヒン( <fb)の推進(共通)を< td=""><td>環境政策課、関係各</td><td>• 0</td><td>米市(小坂) 小校</td><td>學人 導入促進</td><td>普及啓発・情報提供</td><td></td><td>□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□</td></fb)の推進(共通)を<>	環境政策課、関係各	• 0	米市(小坂) 小校	學人 導入促進	普及啓発・情報提供		□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
		ESCO事業の利用普及(再掲)	環境政策課、関係各	•	業者(行政)	導入	年の気象(出) 社田第二八二十二十二十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		1
		100	#	0	行政	導入促進	自父母のはなくないなる。これものにものは、生いもく		VE.
2 事業者にも	②再業者による自主的取組の推進(国計画)	テムの普及促進		• 0	集告(行政) 行政	導入 普及促進・フォ ローアップ	普及啓発(講習会)、導入事業者のネットワーク支援	4-Œ	絚
		低炭素社会実行計画の著実な実施と評価・検証 (再掲)	環境政策課	0	行政	極計	一定以上の温室効果ガスを排出する特定事業者等の 計画届出制度等、策定促進施策の検討		四
		- 高極的に取組んでいる事業 ・優先購入・利用促進	環境政策課、関係各	• 0	林 (布段) (本段)	購入·利用 普及促進	率先行動(グリーン購入)、普及啓発		
3 温泉地のグリーン化 温泉地の対策の推進	策の推進	活用による省エネルギー対	環境政策課、エネル ギー開発振興課	•	** 仁	導入導入促進	温泉熟・排湯熱の地域利用モデルの構築、省エネルギー診断やヒートボンブ <sup>※の</sup> 機器等を活用した温泉施設の省エネルギー化の推進	1-3	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
4 市町村施設のグリーン 市町村施設 化	市町村施設における対策の推進	県職員のノウハウを活用した市町村施設の省エネ ルギー化の推進	環境政策課、関係各	• 0	行政 行政(市町村)	张	地球温暖化対策推進法に基づく市町村における地球 温暖化対策実行計画の策定促進や技術支援	2-3	型 ~
5 仕組みづくり ①Jークレジュ	①ノークレジット制度の推進	J-クレジット制度の推進 語	環境政策課、関係各語	•	<b>***</b> 作	活用 活用促進	普及啓発・情報提供・モデル的取組	4-(2)	類
②環境ビジネスの振興	トスの振興	環境経営に係る情報提供や普及啓発の推進	環境政策課、新産業 6488 - 4-3-5	•	** 中 公政	環境経営の推進 普及啓発	普及啓発(セミナー開催)		類
		省エネ・環境ビジネスの創出・振興	聖治療理談番の発展を	•	*** 小 数 数	換討 参入促進	産業振興に係る具体的ニーズ、課題等の分析等 産学官会のネットワーク強化、情報提供		日

<b>時口河周禁道廠代商策(徽內東)</b>	暖化施策(緩和策)										
温室効果ガス削減方策	C		久猪姑竽	単が出し	E 取組の対象	林	雑れ	何たわス	1 画		H 取組開始 の時期(結期
			*	믺	事業 県民	行政	SE AV	04.25EL		ジェクト	の時期(超数又は中長期)
1 地域特性を踏まえたエ ①住宅の省エネ化 数しい環境に対応した青森型省エネルギー効率の高い住ま いろくりの推進	①住宅の省エネ化 緩熄に対応した 道		青森型省エネ住宅の普及促		•	0	(大) · 林	策定・普及啓発 モデルハウス展示等 による普及啓発	「雪と寒さに強い青森型省エネ住宅」の普及促進、高断 熱・高気密住宅や省エネ改修等、省エネ効果の「見え る化」の取組の推進	2-(I)	
新築住宅における省工本基準適合の推進 画) 既存住宅の断熱改修の推進(国計画)	新築住宅における省工木基準適合 画) 既存住宅の断熱改修の推進(回	画) 画) 高) 既存住宅の断熱改修の推進(回)	4国	環塔政治課、建築在 均課、エネッギー開 発療興費					馬斯曼良住宅」や「自立循環型住宅」等の推進、長寿命化とライフサイクルでCO <sub>2</sub> 収支のマイナスをめざす「LCCM住宅」等の考え方や技術の普及推進	5-(2)	烟
省エネ・省CO2のモデル的な住宅への支援 画)	こ本・省CO₂のモデ	こ本・省CO2のモデ	、の支援(国計								
低炭素認定住宅等の普及促進			(国計画)								
地産地消につながる森林整備の促進	地産地消につながる森林整備の	地産地消につながる森林整備の		林政課	•	0	果 完 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公 公	県産村導入 県産村導入促進	住宅や公共建築物等への県産材利用拡大を通じた森 林整備の促進	3-(2)	類
省エネ・環境性能の評価・表示制を選集を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	省工ネ・環境性能の評価・表示制 促進(再掲)	省エネ・環境性能の評価・表示制 促進(再掲)	価・表示制度 <sup>※7</sup> の充実・普及	建築住宅課	•		県民 (計	出用	普及啓発・住宅事業者との連携		短
(A) : T = 407 - 7 - 40 3 4 - 40	(A) : T = 407 - 7 - 40 3 4 - 40		(B)		•	2	京 i	雷及促進	TI BET OF MAN AND TIL	(	
②再生可能エネルギー、省エネルギー性能の高い   ●効率な自エイルキー酸器の自交 、製績・機器の導入促進	省エネルギー性能の高い   高効率は自エイアキー 嫉報の言文	- 徳寺の司及	P P	二次日 無彩色野野	•	0	形 登	课人 草入促進	盲及咨光 "肩鞭症法	5 - C	型~
再生可能エネルギーの導入拡大・長期		再生可能エネルギーの導入拡大・長期!	- 20	ギー開発振興課	•	95	県民	導入	普及啓発·情報提供	1-(2), (3)	Ţ
に向けた事業環境整備等(再掲)	に向けた事業環境整備等(再掲)	に向けた事業環境整備等(再掲)				0	存	净入促進		2-(1) 5-(2), (3)	<b>≥</b>
③徹底的なエネルギー管理の実施         HEMS <sup>%</sup> 。スマートメーター <sup>※3</sup> を利用した徹底的な           エネルギー管理の実施(国計画)		HEMS <sup>※8</sup> 、スマートメーター <sup>※9</sup> を利用 エネルギー管理の実施(国計画)	W-100	環境政策課	•		県民	出用	家庭における意識的な省エネルギーの取組を促進する ため、HEMSの導入モデルなどを活用した情報提供を		中
						0	行政	取組促進	75.		(
2 低炭素型ライフスタイ ルへの転換権進		地球温暖化防止活動推進センター大	5アースレン	<b>斯斯科斯</b>		0	行政	連携・フォローアッ ブ	地球温暖化防止活動センター・あおもリアースレン ジャーケの連携による省エネ型ライフスタイルの普及	5-4	Ħ
による活動の展開	ジャーを活用した省エオ	ジャーを活用した省エネ対策の推進			•	EC.	民間団体等	活動促進	発促進		ŧ
家庭における機器導入等に係る省は推進			等に係る省エネアドバイスの	E 45 41 97 B	•	Щ	民間団体等・業者 活動促進	活動促進	関係機関等との連携による家庭の省エネアドバイス推	5-4	ħ
하보	하부	11年		<b>等规以来</b> 部		0	行政	フォローアップ	進		쬬
家庭でできる温暖化対策の促進				里	•		県民	盤	普及啓発・フォローアップ	5-4	Įģ
				<b>强规以承款</b>		0	<b>仁</b> 段	フォローアップ			본
②低炭素型ライフスタイル「見える化」の推進 環境家計簿の作成や省エネナビの設置による家庭		環境家計簿の作成や省エネナビの	Taxana a	DE any over the time	•	<u> </u>	県民	把握	普及啓発(講習会・家計簿作成シール提供)、インセン		Ţ
からの二酸化炭素排出量の見える	からの二酸化炭素排出量の見える	からの二酸化炭素排出量の見える		1. 元. 元 元 元		0	行政	フォローアップ	ティブ検討		2
「家庭のCO。」の指数化	「家庭のCO <sub>2</sub> 」の指数化	「家庭のCO <sub>2</sub> 」の指数化		環境政策課	•	0	民間団体・行政	検討	家庭における理想的な $CO_2$ 排出量を様々なモデルや調査を通じて指数化することで自らの家庭の立ち位置を把握できる	5-4	類
									ような仕組みづくりに向けた取組を進める。		
③徹底的なエネルギー管理の実施 HEMS、スマードメーターを	HEMS、スマートメータ ギー管理の実施(国計		ーを利用した徹底的なエネル 画)	環境政策課	•	些	県民	活用	家庭における意識的な省エネルギーの取組を促進する ため、HEMSの導入モデルなどを活用した情報提供を		<del>U</del>
						0	行政	取組促進	Ţラ。		1

温 野 祖 口	の時期(短期又は中長期)	四	超	単	中	<b>型</b>	中	中承	中城	中	中麻	~ ₩	<b>型</b>	~ 厘	中城	一十	中城	挺	類	中献	中献	中	
	ングプログル	@-@	⊕-9	6-2	6-2	6-2	@-9	6-3	6-3			6-3											
	F 県の取組	「スマートムーブ」をキーワードに、県民、事業者を対象 としたエコドライブとノーマイカーの一体的な取組の推進	県民がエコドライブの効果を直接体感できるような教育 機会の充実	次世代自動車の省CO2効果やコストパフォーマンスに係る情報提供の充実。	道の駅、ショッピングセンターなどにおける充給電設備 の整備促進に向けた情報提供	率先導入	パークアンドライドシステムなど、本県の社会的条件を 踏まえた環境配慮型交通手段の取組に向けた検討を 進める。	調査検討、市町村・事業者・住民との連携(意見交換)、フォローアップ	調査検討、市町村・事業者・住民との連携(意見交換)、フォローアップ	調査検討、市町村・事業者・住民との連携(意見交換)、フォローアップ	普及啓発	率先導入、普及啓発	率先導入、普及啓発	率先導入、普及啓発	率先導入、普及啓発	調查検討、整備	率先導入、普及啓発	率先行動、普及啓発	調査検討、整備	グループ会社での共同輸送や物流拠点・貯蔵所等の 統度合・集約化等、輸送の効率化手法に係る普及啓発	物流の中核となる営業倉庫などの施設において、太陽 光発電設備、照明器具等の物流設備の省エネルギー 化と物流業務の効率化の普及啓発	普及啓発	<b>患及</b> 廢棄, 調查格計
	何をやる	宣動 エコドライブ実践	教育機会充実	情報提供	導入 整備促進	學人	華人 検討	專入 導入促進	在 在 在	検討 フォローアップ	學人 學入促進	拿入 專入促進	導入 導入促進	導入 導入促進	學人 學人促進	響	專入 利用	導入 導入促進	埋	効率化 普及啓発	効率化 普及啓発	等入 等入促進	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	離が	行政 県民・事業者・行 政	民間団体・行政	行政	条者·行政 行政	株 中 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<b>米</b> 行政	** 行改	** 行改	** \$\frac{4}{2}\$	** 心 及	集也·行政 行政	林 作 行 改	茶香·行政 行政	業者·行政 行政	行政	集者·行政 県民	集者·行政·県民行政・県民	行政	** 作 也 数	** 小 心段	** 等	标
· ●行動 即組合対象	民行政	0 •	0	0	• 0	•	0	0	0	0	0	• 0	• 0	• 0	• 0	0	•	• 0	0	0	0	0	
○支援 ●行動		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•
	型 型 型 口	環境政策課	境坑欧策群、運転免 許撰	環境政策課、エネル ギー開発振興課	エネルギー開発振真・課	エネルギー開発振興 課、環境政策課、閏 係备課	深境政策課	文曲改集課	11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11.		文函改策課、環境政 策禁、エネルギー盟 発振興課	環境政策課	人事課、環境政策課	情報システム課、環 境政策課	環境政策課		语境改策課	人事課、環境政策課 …	発規点、雑国セー単	交通政策課	<b>火茴皮液黑、蛋结吸</b> 新羅	文通政策課、環境政 策謀、エネルギー選 密接回課	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1
	C 各種施策	エコドライブ県民運動の推進	エコドライブ教育機会の拡充	エコカ一省CO。効果「見える化」運動の推進	充電インフラの整備促進	行政・事業者における率先導入	都市部における環境配慮型の交通システムの検討	生活者のニーズを踏まえたデマンド型交通等の導入 支援	効率的で持続可能な地域交通ネットワークの構築	公共交通機関の利用機会の拡大	公共交通機関における次世代自動車の導入推進	ノーマイカーデーの推進	時差出勤の普及	在宅勤務・テレワーク***の普及	コミュニティサイクル※11の整備	自転車走行空間の整備	カーシェアリング**2の導入	通勤手段を自家用車から公共交通機関、自転車などに転換するエコ通動の実施	環状道路等の幹線道路ネットワークの整備、交差点 改良等	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進(国計画)	物流拠点における設備の省エネ化(国計画)	業務用低公害車の導入	100 大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大
<b>部门河町垛道版作商城(撒札城)</b> 1984年北大灣灣市第	11 で 大 ご 美 ご 美 ご 美 ご 美 ご 美 ご 美 ご 美 ご 美 ご 美 ご	①エコドライブの推進(国民運動の展開)	②環境に配慮した自動車使用等の促進による自動 車運送事業等のグリーン化	次世代自動車の普及			①公共交通機関及び自転車の利用促進					②交通需要マネジメントの推進							③道路交通派対策(国計画)	低炭素物流の推進(国計画)			
1 第二三名名列	**************************************	1 エコドライブの推進 (国民運動の展開)		2 次世代自動車の普及			3 公共交通機関の利用 を中心とした低炭素型交 通社会の仕組みづくり						品							4 物流の効率化			

	H 取組開始 O陆間(短期	又は中長期〉	桓	超	和~		図		関	10	ŽĮ.	Ţ.	72	挺	超		短~			f	₹			14	短~		1	超				
	ロットナイ		3-2	®−e	5-Œ		⊕ e									2-Œ				5-Œ				2-3								
			住宅や公共建築物等への県産材利用拡大を通じた森 林整備の促進	原有林の間伐等による森林吸収量をリークレジット制度によりクレジット化し、売却することにより資金を森林整備に還流する	未利用バイオマスのペレット化、液体燃料化、ガス化な じーがスセール もずされ 田の 第一中による事件を引	とこぶの米五七女の七五年第一日77に韓軍後号	効率的・低コストな間伐の推進等	単単午 帝の 基大 と なら 帰事 サール くこの 推准 と、 ス・リー・	マメードのもほぶらしょうごうにんだった。	普及啓発、整備推進		県民運動の展開や市町村への情報提供等により循環	型社会の形成を促進する。(循環型社会計画の推進)	廃棄物処理計画に基づき推進	リサイクル製品の認定等によりリサイクル産業の育成 を図る。	*利田バイナマスのペレット化・液体燃料化・ガス化な	どに係る実用化及び利用促進に向けた調査検討	廃棄物の発生抑制による有機物の埋め立て抑制、廃	棄物焼却量の削減	未利用バイオマスの液体燃料化、ガス化などに係る実用があれます。 用ルカが割用原準に合けた調本が割、ままが開か、	、出しなり付けない。これには、これには、単年のこかののメダンガス回収	廃棄物の発生抑制による有機物の埋め立て抑制、廃	棄物焼却量の削減	環境保全型農業の推進による窒素施肥量の適正化			自動車リサイクル法、家雇リサイクル法等に基づいた	適正処理を促進する。				
	値がおん	9	果库材導入 県産材導入促進	制度利用と森林経備	核計	フォローアップ	フォローアップ 間枝の権権	土ろくり		推進	フォローアップ	3 第 (2	フォローアップ	推進	フォローアップ	44	フォローアップ	(2) 実践	フォローアップ	検討	フォローアップ	7) 実践	フォローアップ	導入	率入促進		適性処理	節羅·指導				
	計 九	240	県民 行数	行数	業者(行政)	行政	行政業者	東京		県民	行政	県民•業者(行政)	行政	行政	行政	業者(行政)	行政	県民-業者(行政)	行数	業者(行政)	行散	県民-業者(行政)	行政	秦者	行数		华	行政				
-F	<b>松</b> 校	行政	0	•			0	0			0	•	0	•	0	•	0	•	0	•	0	•	0		0			0				
○支援 ●行動	E 取組の対象	事業 県民者	•		•		•	•		•		•				•		•		•		•		•			•					
	日出出	Į.	林政課	林政課	農林水僅政策課、農 産園芸課、畜産課、	林政謀	林政課	400年今年5年	T X X X X X X X X X X X X X X X X X X X	都市計画課、河川砂	防課	新朱夗异盐		環境政策課、環境保	環境政策縣、環境保	資林水群政策職、順	佐園表課、畜産課、 林敬課	100 000 110 110 110 110	**·异以 / 序	新 在 来 但 追 下 , 京 本 子 庄 政 後 下 、 京 中 正 女 庄 政 後 下 、 京 庄 国	装锞、畜産課、林敦 騍	起		調林水庫以策議、第の日からはかます。	×主·×心朮連珠、点性 阿芸群、畜産課			•		環境政策課		
	7 女猫神乐		地産地消につながる森林整備の促進(再掲)	Jークレジット制度の活用を通じた森林整備の促進	農林業における再生可能エネルギー循環システム の政権に指し		間伏の促進	稲わら等有機質資源の有効利用の推進		地域における緑化の推進や水辺環境の保全		3Rの取組の促進		廃棄物の適正処理	循環型社会ビジネスの振興	農林業における再年可能エネルギー循環システム	の形成(再掲)	3Rの取組の促進(再掲)		農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策		3Rの取組の促進(再掲)		農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策の製料が	環境保全型農業の推進(再掲)	徹底的なエネルギー管理の実施(国計画)	代替フロン等の回収・適正処理の推進		フロン類の実質的フェーズダウン(国計画)	国/帯型が内外のサーベコア・ノンロットの場合を回り	(画本	フロン類の漏えい防止(国計画)
部門別地球温暖化施策(緩和策)	温室効果ガス削減方策	田 対策	①森林吸収源対策					(2)農地土壌炭素吸収源対策(国計画)		③都市の緑化等の推進		①循環型社会づくり				②農林業における循環システムの形成		①メタン対策				②一酸化二窒素对策					③代替フロン等4ガス対策					
I 部門別地球温	<b>静</b> 王		吸収源対策		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	湖位	· 衣紙					廃棄物対策		<b>医</b> 素	₹ ₹ ₩			その他ガス							*	- 6 争;	2 ×					

	1 部门巡勘來通	吧口总的奖训聚化备来(核和承)			○支援 ●行動					
報品		温室効果ガス削減方策	(	早	E 取組の対象	****	ロナンス	889日 1	ら リードイ	H 取組開始 6年間(指数
计	△ 項目	B対策	〇 甘佳肥果	は日本	事業 県民 行者	行政	1475			スは中長期)
	1 仕組みづくり	①低炭素社会を支える経済的手法の検討	税制のグリーン化に向けた対応及び地球温暖化対策税の有効活用(国計画)	環境政策膜、関係各		〇 行政	模群	地方税や補助制度、果内版キャップ&トレード <sup>※14</sup> などの経済的仕組みづくりに向けた検討		叫
			民間資金を活用した新エネ・省エネ機器の導入促進	環境政策群、関係各 課、建築住宅課	•	業者(金融機関) ○ 行政	関) 有志制度等後討 有志制度等後討	太陽光発電や省エネルギー機器・設備の設置、省エネルギー型性をへのリフォーム等を促進するため、民間できるやいとした酵養制度や悩遠システムのモデルの精験に向けた。現在をある。	4-© 5-©, ©	超
		②環境配慮行動を促す仕組みづくり	環境配慮行動を促す仕組みづくり	環境政策課	•	*************************************	提供推進 フォローアップ	事業者が提供する環境配慮型商品・サービスにインセ ンティブを付与する仕組みを検討		顕
	2 まちづくり	(①環境負荷の少ない安心・快適・安全なまち(コンパケトンティ)づくりの推進(都市計画・交通施策との連携)	環境負荷の少ない安心・快適・健康なまち(コンパク ドンティ)づくりの推進	環境政策課、健康福 祉政策課、都市計画 課、建築住宅課	•	O 行政 禁者	44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44	集合住宅等を拠点とした環境整備など、日常生活における移動時間やエネルギーロスが少ない、安心・快適・健康な生活ができるまちづくりに向けた検討		中
			低炭素型の都市・地域構造及び交通システムの形成(国計回)	都市計画課、交通政 策課		O 行政	拉袋	都市のコンパクト化と公共交通網の再構築		日 喊
# !!		②エネルギーの面的利用	県有施設をモデルとしたエネルギーの面的利用の 研究	人事課、環境政策 課、都市計画課、病 院局		O 行政	検討	県有施設を対象にエネルギーの面的利用の検討を行 う		山
男衣账			スマートコミュニティの創出	エネルギー開発振興	•	○ 行数 ■ 県民・禁君・行政	校討·普及啓発 7政 校討·導入	モデルブランの作成、普及啓発	1-6	叫
			廃棄物焼却に係る低温排熱の利用や下水熱の地域 需要熱への活用検討	環境政策課、都市計 国課、エネルギー開 発振興課	•	● 業者·行政 〇 行政	検討フォローアップ	調査検討情報提供		甲属
	3 県民運動	①地球温暖化防止キャンペーンの展開	地球温暖化防止に向けた県民運動の展開		•	京	1. 图	県民の関心を高め具体的な行動につなげるキャンペー	①-L	
				環境政策課	•	業者行政	推進 佐佐 佐	ンなどの県民連動を推進。	7-@	関
	4 環境教育の推進	④環境・エネルギー教育の推進	地域の人財を活用した環境教育の推進	環境政策課	•	〇 行政 民間団体・県民	清座実施-検討 民 協力	子どもを対象とした環境出前講座を実施 地域の人材を活用した環境教育が可能となる仕組みづくリ	7-8	類
			学習プログラムの提供	環境政策課、生涯学 習課		〇 行政	無	県民の低炭素型ライフスタイルへの転換につながるような実践型環境教育を推進	7 – @ 7 – ©	田城
			低炭素と3Rを推進する職域・地域環境教育プロジェ クト	環境政策課		<ul><li>行政</li></ul>	推集	地域における出前講座を実施		超
	1 適応策									
か留	項目	女策	各種施策	D 担当課当	E 取組の対象 事業 県民 行	\$ 誰が 行政	何をやる	F 県の取組	G リーディ ングプロ ジェクト	H 取組開始 の時期(短期 又は中長期)
	水稲	着色粒の発生抑制	カメムシ防除の徹底	<b>曼産園芸</b> 課		0 行政	乗乗	けい畔※15の草刈り、薬剤散布の徹底の呼びかけ		
		同割粒の発生抑制	水管理の徹底適期刈取の励行	農庭園装課		〇行政	推進	出穂後の積算気温 <sup>※I6</sup> の情報提供と適期刈取の呼びか け		
骶斜		高温対策	良食味、高付加価値米等の水稲品種の育成品質向上対策、高温に対する特件の強化	産業技術センター要 林総合研究所 兼産園装課		⊕ ⊕ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	照本·单次 器本·单次			
	果樹	果実の日焼け、着色不良対策		産業技術センターリんご研究所		- 行政	開杏-研究			
		病害虫防除		産業技術センターリ んご研究所		- 行政	間查-研究			
	野菜	<b>高温対策</b>	気象変動等対応の産地体制の整備	農産國芸課		行政	調査・研究			

N V ALL

## 「 I 部門別地球温暖化施策 | 用語解説

#### ※1 ESCO事業

Energy Service Company の略で、工場やビルにおける省エネルギー診断、建物の改修計画の立案、効果の計測など、省エネルギー関連のサービスを提供する契約を顧客と結び、顧客の省エネルギーメリットの一部を報酬として受け取る事業。投資経費は、省エネルギーにより削減された経費で賄い、契約満了後はその経費が顧客のメリットになる。

## ※2 FEMS (Factory Energy Management System)

工場内の配電設備、空調設備、照明設備、製造ラインの設備等の電力使用量のモニターや制御を行うためのシステム。

#### ※3 未利用バイオマス

動植物由来の再生可能な有機性資源(化石資源を除く。)のうち、現在その利用が進んでいないもののこと。青森県の場合、稲わらや林地残材などのほかに、地域特有の未利用バイオマスとしてリンゴ搾汁残さ、リンゴ剪定枝、長いも加工残さなどがある。

## ¾ 4 ZEB (Net Zero Energy Building)

建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化 によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギー を創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている最先端の建築物

#### \*\*5 BEMS (Building Energy Management System)

業務用ビル等において室内環境・エネルギー使用状況を把握し、室内環境に応じた機器又は設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム。

#### ※6 ヒートポンプ

熱交換機と逆の原理で、低温側から高温側に熱を移動させる仕組みにより、低い温度の熱源から熱を吸収し、高い温度の熱源をさらに高くする機器で暖房・給湯などに使用できる。熱源として大気、地下水、コンピュータ排熱、ビルの雑排水、海水、下水、浴場排水などがある。

## ※7 省エネ・環境性能の評価・表示制度

建築物省エネ法に基づく省エネルギー性能に係る表示制度、住宅性能表示制度\*
<sup>①</sup>や NEB (Non-Energy Benefit) \*\*<sup>②</sup>の観点を含めた総合的な環境性能を評価する CASBEE\*<sup>③</sup>等。

- ※①:国の基準に則って第三者機関が住宅の構造や快適性の評価や検査を行い、住宅性能評価書を交付することにより、住宅の性能を等級や数値でわかりやすく確認できるようにする制度。
- ※②:住宅・建築物の省エネルギー対策の実施に伴い、省エネルギー化がもたらす直接的便益のみならす、同時に実現される快適性や健康性、知的生産性の向上などの便益
- ※③: CASBEE® (キャスビー) は、建築物や街区、都市などに係わる環境性能を様々な視点から総合的に評価するためのツール

#### %8 HEMS (Home Energy Management System)

家電機器や給湯機器など住宅内のエネルギー消費機器をネットワーク化し、自動制御するシステム。

#### ※9 スマートメーター

通信機能を備えた電力メーター。

#### ※10 テレワーク

情報通信機器を利用し、自宅など会社以外の場所で仕事を行う勤務形態。

#### ※11 コミュニティサイクル

自転車の共同利用形態。複数の駐輪場に自転車を配備し、ちょっとした距離の 移動に気楽に自転車が使えるようにする。

#### ※12 カーシェアリング

一般に登録を行った会員間で特定の自動車を共同使用するサービスないしはシステム。レンタカーと類似するが、一般にレンタカーよりも短期間の利用を想定している。

#### ※13 モーダルシフト

より環境負荷の小さい交通手段に切り替える取組のこと。二酸化炭素の排出削減のため、自動車による貨物輸送から鉄道や造船などに切り替えることによって、環境保全上のメリットが期待されるが、コンテナ列車・船の確保やその拠点となる駅や港湾の整備などが課題となる。

#### ※14 キャップ&トレード

温暖化ガスの総排出量を定め、対象者ごとに排出枠(キャップ)を割り当てる。 対象者には実際の排出量を排出枠以下に抑えることを要求するが、自らに認められた排出枠の移転(または獲得)を認める。

#### ※15 けい畔

耕地間の境。あぜ。くろ。

#### ※16 積算気温

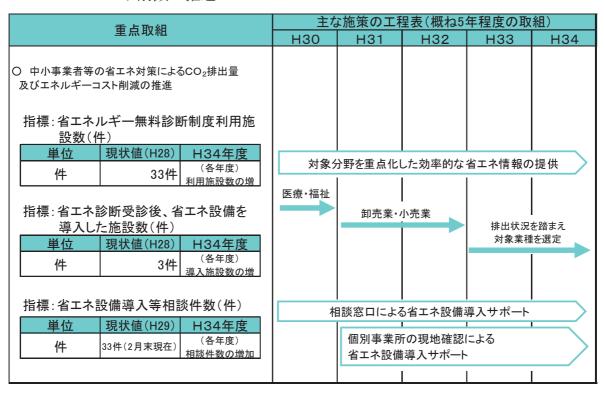
日平均気温と基準温度(目的により異なる)の差をある期間にわたって合計したもの。

#### Ⅱ 重点取組の工程表

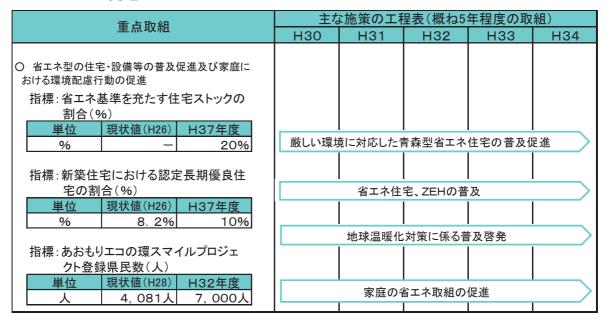
重点取組の工程表は次のとおり。

対策評価指標及び主な施策の工程表は、計画の進行管理のために毎年度開催される青森県地球温暖化対策協議会の中で報告する。

重点取組1 中小事業者等の省エネ対策によるCO<sub>2</sub>排出量及びエネルギーコスト削減の推進



重点取組2 省エネ住宅・設備等の普及促進及び家庭における環境配慮行動の 促進



重点取組3 エコで賢い移動「スマートムーブ」の普及・推進

		重点取組		主な	施策の工程	呈表(概ね5	年程度の取	組)
		里		H30	H31	H32	H33	H34
0		「スマートムープ - ムーブ <u>通勤参</u> 現状値(H29)	H34年度					
	人	13,915人	(各年度) 参加者数の増加		スマート.	ムーブの普及	啓発	
	指標:スマート (か所) 単位	ムーブ通勤参 現状値(H29)	H34年度					
	か所	71か所	(各年度) 参加事業所数の		スマートム-	ーブ通勤の取	組促進	
0	モビリティ・マ	   ネジメント <i>の</i> 用促進(モビリ			モビリティ・マ	ネジメントの音	" 等及推進	
	ント) へ 単位 団体	の取組団体数 現状値(H29) 9団体 人当たりの路	H34年度 現状より増					
	利用回							

# 重点取組4 各主体が連携した県民総参加の取組強化と次世代の担い手づくり

<b>手上职</b> 如	主な	よ施策のエ	程表(概ね5	年程度の取	組)
重点取組	H30	H31	H32	H33	H34
1 各主体が連携した県民総参加型「もったいない・ あおもり県民運動」の取組強化					
指標:あおもりエコの環スマイルプロジェクト登録県民数(人) <u>単位 現状値(H28) H32年度</u> 人 4,081人 7,000人					
15		地球温暖化	対策に係る部	<b></b>	
指標:あおもりエコの環スマイルプロジェ クト登録学校・団体数(件)					
単位 現状値(H28) H32年度		家庭の	省エネ取組の	)促進	
<u>件</u> 91件 111件					
指標:あおもりECOにこオフィス・ショップ 認定事業所数(件)					
単位 現状値(H28) H34年度		I	な企業の応	援	>
件 946件 1,300件					
2 次世代の担い手づくり					
指標:環境出前講座等受講者数(人)					
単位 現状値(H28) H34年度					
1 2 000 1 (各年度)		環境出	前講座等の開	]催	>
八   2,900八 受講者数の増加					

#### Ⅲ アンケート調査結果の概要

#### 1 調査の目的

2011 (平成23) 年度を始期とした改定前の「青森県地球温暖化対策推進計画」の見直しに当たり、県民及び事業者の環境に対する意識や、地球温暖化防止のための実践行動等を的確に把握し基礎情報とすることを目的とし、県民及び児童・生徒等の環境に対する意識や、地球温暖化防止のための実践行動等の把握に資するアンケート調査を実施した。

#### 2 調査対象及び回収状況

種り	31)	標本数①	総回答数 ②	回答率 (②/①×100)
一般県	:民	2, 000	1,015	50.7%
	小学校	215	211	98.1%
	中学校	210	203	96.6%
児童・生徒	高 校	220	216	98.1%
	不 明	_	7	_
	計	645	637	98.7%
事業	首	501	283	56.4%

#### 《抽出方法等》

#### ○一般県民

県内に居住する満 20 歳以上の男女について、住民基本台帳から無作為抽出 (市町村に依頼)。

#### ○児童・生徒

教育事務所の所管する 6 地域から小、中、高それぞれ 1 校ずつを選定(教育庁に協力依頼)。対象学年は、小学校 5 年生、中学校 2 年生、高等学校 2 年生とし、1 クラス単位で調査を実施。

#### ○事業者

県内で事業活動を行っている従業員 50 人以上の事業者について、東奥年鑑から抽出。

#### 3 調査期間

2016 (平成28) 年11月14日 (月) から2016 (平成28) 年11月28日 (月) まで

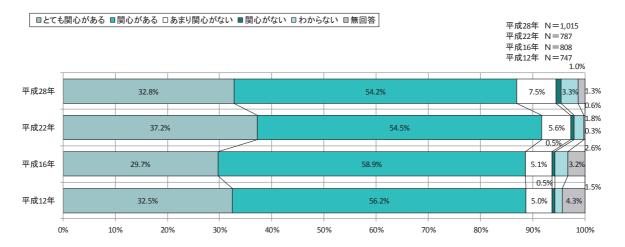
# 1 一般県民アンケート

## (1)環境問題全般に対する関心

## 〇 地球温暖化問題への関心度

"とても関心がある"、"関心がある"を合わせた割合は87.0%と非常に高い結果となっている。

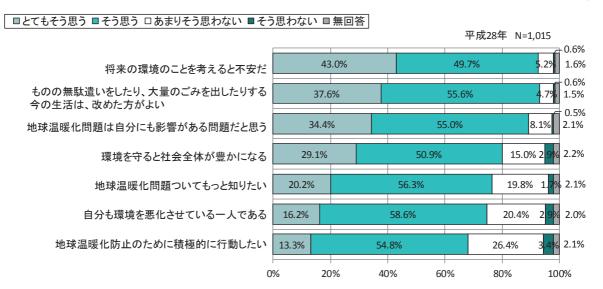
経年変化に関しては、"とても関心がある"、"関心がある"を合わせた割合が、全ての属性において2010(平成22)年が91.7%と最も高い結果となっている。



## (2) 地球温暖化問題への意識等

#### 〇 地球温暖化問題に対する意識

地球温暖化問題に対する意識については、"とてもそう思う"、"そう思う"を合わせた割合は、ほぼすべての項目で70%を超えており、地球温暖化問題について高い意識を持っていることがうかがえるが、90%を超える項目がある一方で、地球温暖化防止に向けた行動に関する項目では70%を下回る結果となった。

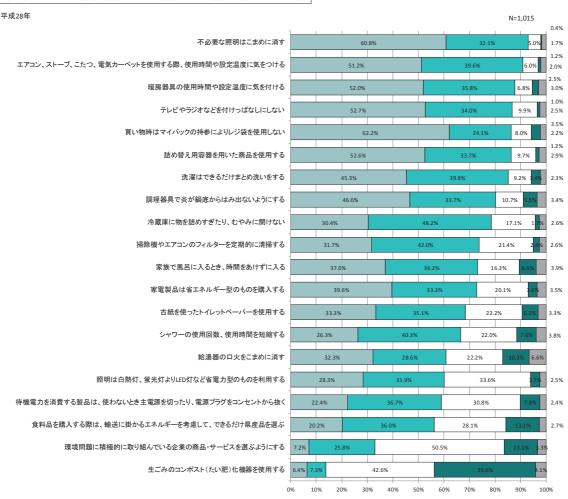


#### (3) 地球温暖化防止のための配慮行動

#### ① 地球温暖化防止のための配慮行動の取組状況

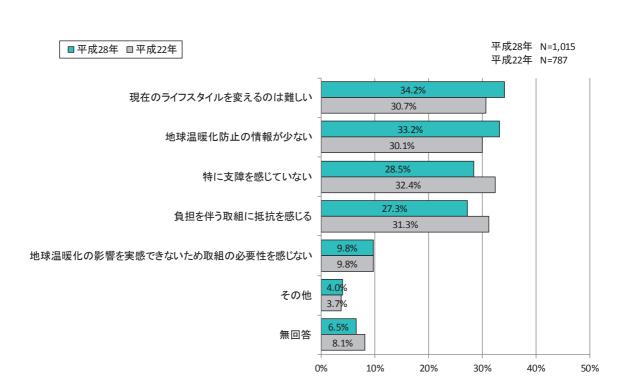
"8割以上実行している"、"5割程度は実行している"と回答した割合が「不必要な照明はこまめに消す」、「エアコン、ストーブ、こたつ、電気カーペットを使用する際、使用時間や設定温度に気をつける」の設問で90%を超えている。また、経年変化に関しては、「家電製品は省エネルギー型のものを購入する」について"8割以上実行している"、"5割程度は実行している"の割合が72.9%と2000(平成12)年の調査時の39.7%から約2倍となっており、家庭における節電の取組が意識付けによる行動のほか、省エネ機器への更新といった行動にも拡大していることがうかがえる。

■8割以上実行している ■5割程度は実行している □今後実行したい ■実行する予定はない □無回答



#### ② 地球温暖化防止のための取組を進める中で支障になること

「現在のライフスタイルを変えるのは難しい」、「地球温暖化防止の情報が少ない」、「負担を伴う取組に抵抗を感じる」が30%前後であるが、一方で「特に支障を感じていない」も同程度となっており、これらの割合については2010(平成22)年の調査とほぼ同様の状態となっている。

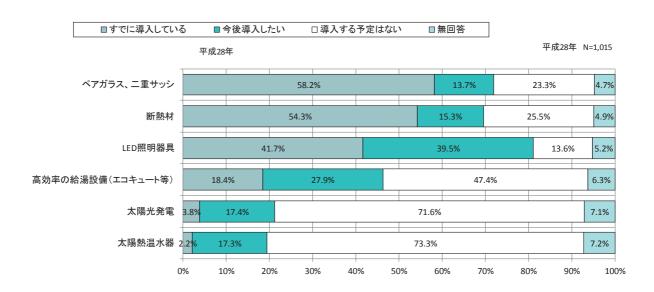


## (4)住宅の省エネルギー化

## ① 住宅の省エネルギー設備の導入状況

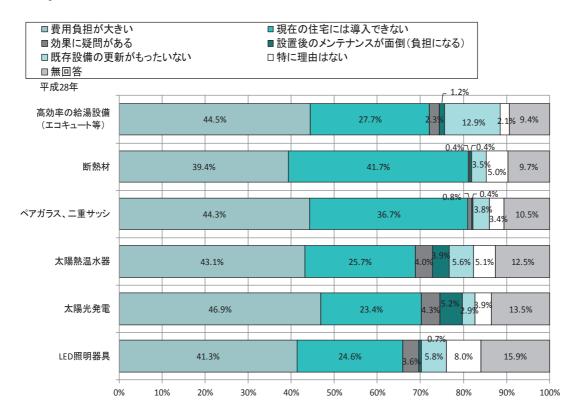
「ペアガラス、二重サッシ」、「断熱材」の導入割合が50%、「LED照明器 具」の導入割合が40%を超えている一方で、「太陽光発電」、「太陽熱温水器」 の導入割合が10%を下回っている。

また経年変化に関しては、「LED照明器具」の導入割合について前回調査時の6.6%から約6倍の41.7%となっているが、「断熱材」、「ペアガラス、二重サッシ」、「太陽熱温水器」の導入割合については、前回調査時からほぼ横ばいとなっている。



#### ② 導入を妨げる主な理由

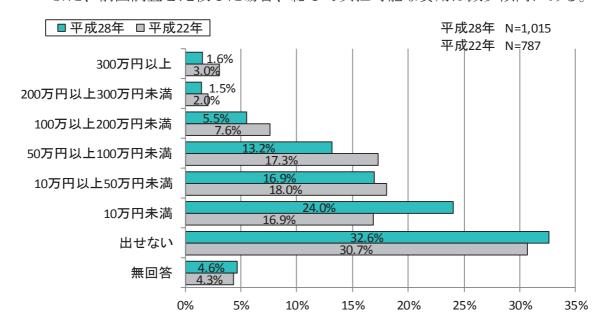
「導入する予定はない」と回答した割合の多かった「太陽熱温水器」、「太陽 光発電」をはじめ、各設備ともに"費用負担が大きい"の割合が高くなってい る。



## ③ 住宅の省エネルギー化について家庭で負担が可能な費用

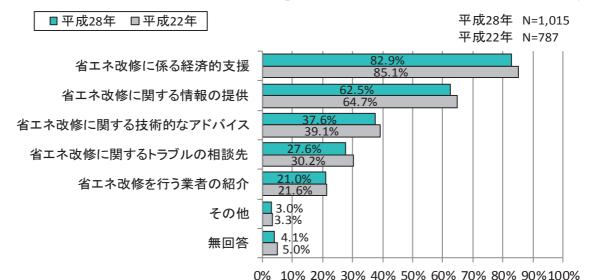
"10 万円未満"が 24.0%、"10 万円以上 50 万円未満"が 16.9%、"50 万円以上 100 万円未満"が 13.2%であり、省エネルギー化について 50 万円未満であれば費用を負担できる家庭が全体の約 40%で、100 万円未満であれば費用を負担できる家庭が全体の約 50%を占めることが伺える。その一方で"出せない"と回答した割合が 32.6%であった。

また、前回調査と比較した場合、総じて負担可能な費用は減少傾向にある。



#### ④ 住宅の省エネルギー設備の導入促進のために必要な支援

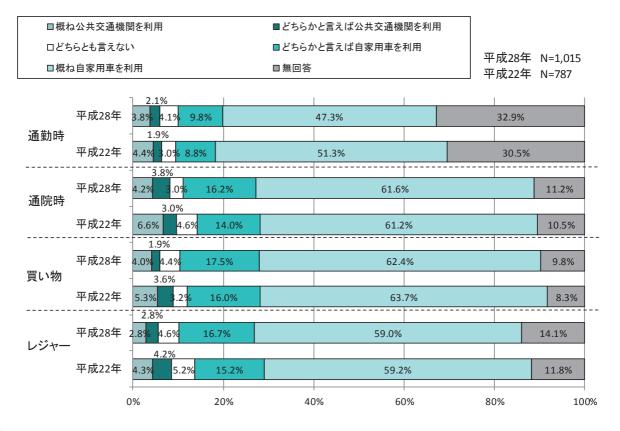
「省エネ改修に係る経済的支援」と回答した割合が82.9%と最も高く、次いで「省エネ改修に関する情報の提供」と回答した割合が62.5%の順であった。



## (5) 公共交通機関や自家用車等の利用状況

## 〇 外出の際の交通手段

"概ね公共交通機関を利用"、"どちらかと言えば公共交通機関を利用"と回答した割合がいずれの項目でも 10%を下回っており"どちらかと言えば自家用車を利用"、"概ね自家用車を利用"と回答した割合が通勤時では 57.1%、その他の項目では 75%を超えていることから自家用車への依存度が高い結果となっている。

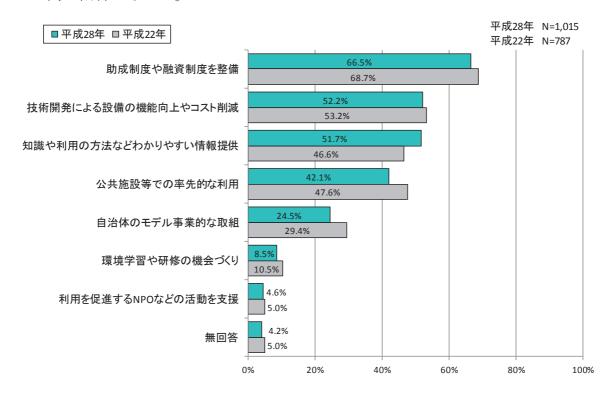


## (6) 再生可能エネルギーに関する取組

#### ○ 太陽光発電等再生可能エネルギーの利用普及を促進するために必要な取組

「助成制度や融資制度を整備」と回答した割合が 66.5%と最も高く、次いで「技術開発による設備の機能向上やコスト削減」と回答した割合が 52.2%であることから、前回同様、経済面での支援や費用対効果などが必要と考えている割合が高い結果となった。

また、「知識や利用の方法などわかりやすい情報提供」についても 51.7% と 高い割合となった。

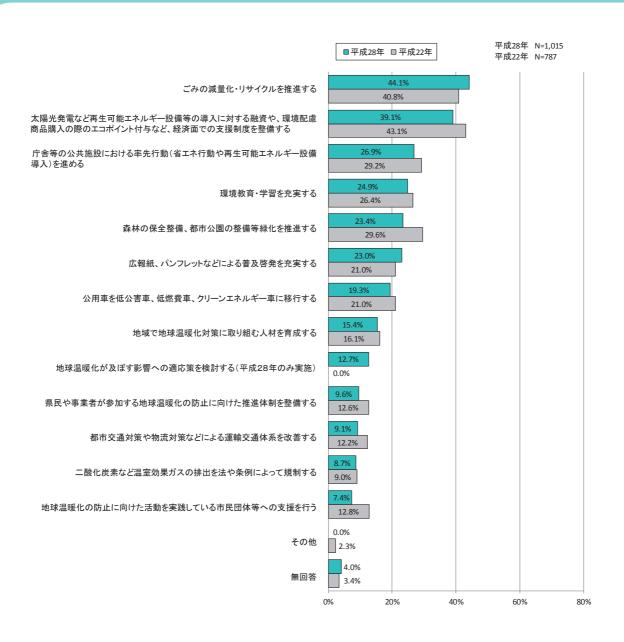


## (7) 行政の取組

#### ○ 地球温暖化防止のために行政が取り組むべきこと

「ごみの減量化・リサイクルを推進する」と回答した割合が 44.1%と最も高く、次いで「太陽光発電など再生可能エネルギー設備等の導入に対する融資や、環境配慮商品購入の際のエコポイント付与など、経済面での支援制度を整備する」と回答した割合が 39.1%であり、前回調査と比較しても大きな変化はなかった。

また、「環境教育・学習を充実する」、「広報誌、パンフレットなどによる普及啓発を充実する」が20%程度あり、情報提供や取組事例の提供についても比較的割合が高い結果となった。



# (8) その他自由意見

地球温暖化防止対策のあり方、進め方に対して、168人の県民が意見を述べている。この中で「環境教育や啓発活動の推進」に関する意見が29件と最も多く、次いで、「国や県、市町村など行政のリーダーシップ」が18件、「できることから実行している(実行したい)」が13件と多い。

平成28年

#### 児童・生徒アンケート 2

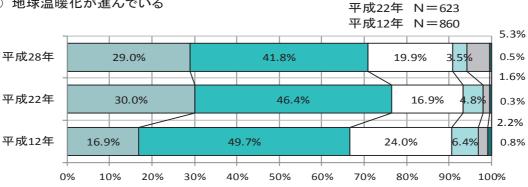
#### (1)地球環境問題への関心

#### ○ 地球温暖化問題への関心度

「地球温暖化が進んでいる」の項目で、"とても関心がある"、"関心がある" と回答した割合が 70.8%であり、2000 (平成12) 年からの経年変化に関して も地球温暖化に対する関心度は高い水準を維持していることがうかがえる。

#### ■とても関心がある ■関心がある □あまり関心がない □関心がない □わからない ■無回答

# ① 地球温暖化が進んでいる



## (2)地球温暖化問題への意識等

#### 地球温暖化問題に対する意識

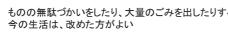
以下のいずれの質問においても60%以上の生徒が"とてもそう思う"、"そう 思う"と回答し、半数以上の生徒が地球温暖化問題に対する問題意識を持って いる結果となっている。

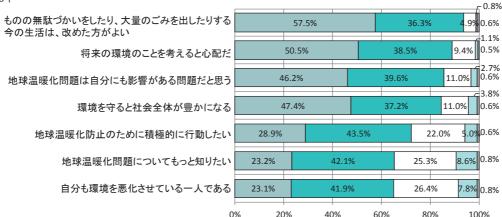
また、「ものの無駄づかいをしたり、大量のごみを出したりする今の生活は、 改めた方がよい」と回答した生徒の割合は高く90%を超えているが、「地球温 暖化防止のために積極的に行動したい」は70%程度にとどまっており、行動に ついての関心度は他の項目と比較して低い結果となった。





平成28年 N=637





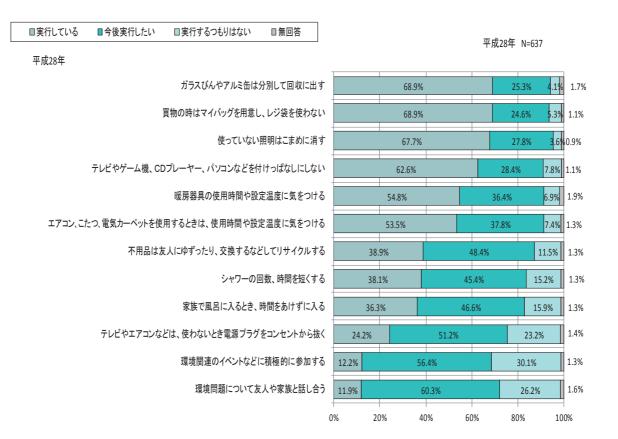
#### (3)地球温暖化防止のための行動

#### ① 地球温暖化防止のための行動の取組状況

「ガラスびんやアルミ缶は分別して回収に出す」について"実行している" と回答した割合が 68.9%と最も高い結果となっているが、「環境問題について 友人や家族と話し合う」、「環境関連のイベントなどに積極的に参加する」につ いては、15%を下回っており、家族や友人、他人とのコミュニケーション等を 必要とする行動については、やや消極的なことがうかがえる。

また、節電に関して家庭でできる環境配慮行動について"実行している"と回答した割合は「使っていない照明はこまめに消す」、「テレビやゲーム機、CDプレーヤー、パソコンなどを付けっぱなしにしない」がそれぞれ 67.7%、62.6%である一方で、「テレビやエアコンなどは、使わないとき電源プラグをコンセントから抜く」が 24.2%であり、環境配慮行動の実行率について差があることがうかがえる。

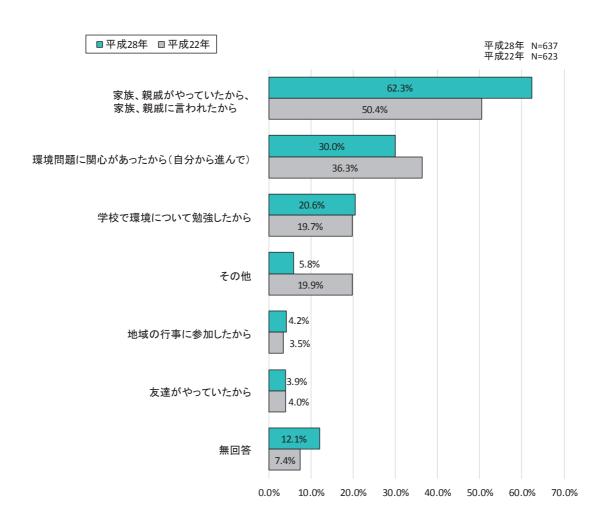
経年変化に関しては、ほぼすべての項目で"実行するつもりはない"の割合 が減少傾向にあり、多くの児童・生徒が地球温暖化防止のための行動について 非常に前向きに考えていることがうかがえる。



#### ② 地球温暖化防止のための行動を実行するきっかけ

「家族、親戚がやっていたから・家族、親戚に言われたから」と回答した割合が 62.3% と最も高く、行動変容について身内からの働きかけが最も効果があると言える。

また経年変化に関しては、「環境問題に関心があったから(自分から進んで)」が 6.3%減少する一方で「家族、親戚がやっていたから・家族、親戚に言われたから」が 11.9%増加しており、児童・生徒の親世代など、家庭における地球温暖化防止に関する意識の醸成が重要であることがうかがえる。

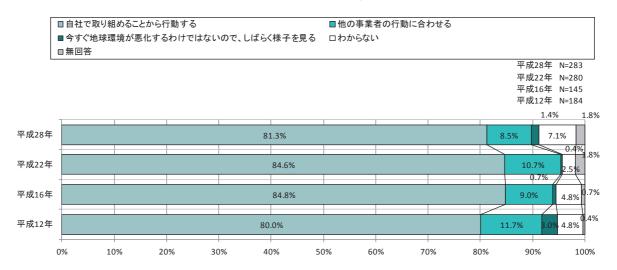


# 3 事業者アンケート

## (1) 地球温暖化防止に対する考え方や取組状況等

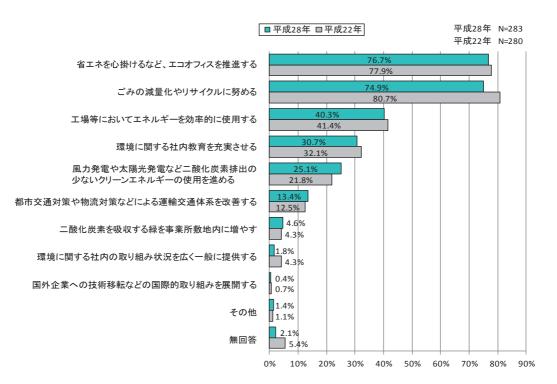
#### ① 地球温暖化防止に向けた行動に対する考え方

これまでの調査と同様、「自社で取り組めることから行動する」と回答した 割合が80%以上を占めており、地球温暖化防止に向けた行動について、前向き に考えている事業者が多い結果となっている。



## ② 地球温暖化防止に向けて必要だと考える取組

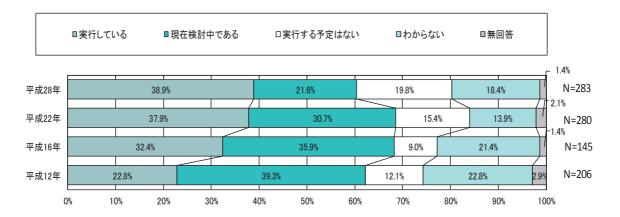
「省エネを心掛けるなど、エコオフィスを推進する」、「ごみの減量化やリサイクルに努める」と回答した割合が高く76.7%、74.9%となっている。次いで「工場等においてエネルギーを効率的に使用する」が40.3%となっている。また、経年変化に関しては、ほぼ同様の傾向となっている。



## ③ 地球温暖化防止に向けた自主的な目標設定に基づく具体的な取組

"実行している"、"現在検討中である"と回答した割合が 60.5%となっており、過半数の事業者が地球温暖化防止のための目標の設定とそれに基づく具体的な取組に対して前向きである結果となっている。

また 2000 (平成12) 年の調査からの比較では、"実行する予定はない"と回答した割合が 7.7%増加した一方で、"実行している"と回答した割合も 16.1%増加しており、事業者による地球温暖化防止に向けた目標の設定や取組の実施が着実に進んでいることがうかがえる。



## ④ 地球温暖化防止のための配慮行動の取組状況

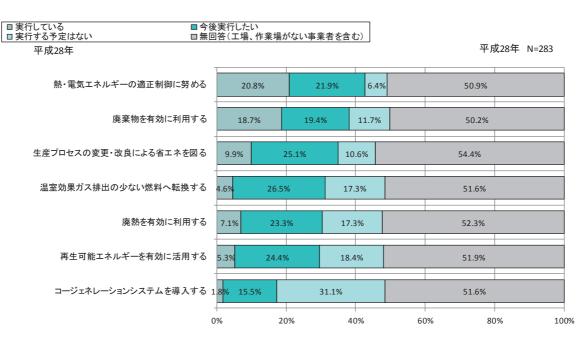
「冷暖房の時間短縮や設定温度に気をつける」、「パソコンやコピー機の待機電力を減らす」、「昼休みの照明はほとんど消す」の節電に関する項目と「紙、金属缶、ガラスびんなどについて、回収ボックス等を設置し、分別回収する」、「コピー用紙の使用量を減らす(両面コピー等)」の3Rに関する項目で"8割以上実行している"、"5割程度は実行している"と回答した割合が80%を超えており、省エネルギー化に向けた設備や機器の更新よりも、運営や従業員の意識に関する行動の方が実施率について比較的高い傾向にあることがうかがえる。

工場及び作業場を所有している事業者を対象にした項目については、ほとんどの項目で"実行している"、"今後実行したい"と回答した割合が過半数を占めると推測され、工場等における省エネの意識が高いことがうかがえる。

また、経年変化に関しては、「低公害車や低燃費車を購入する」の項目で"8割以上実行している"、"5割程度は実行している"と回答した割合が49.8%であり、2000(平成12)年の調査から37.5%増加している。



## 《工場及び作業場を所有している事業者を対象にした項目》



0%

20%

40%

60%

80%

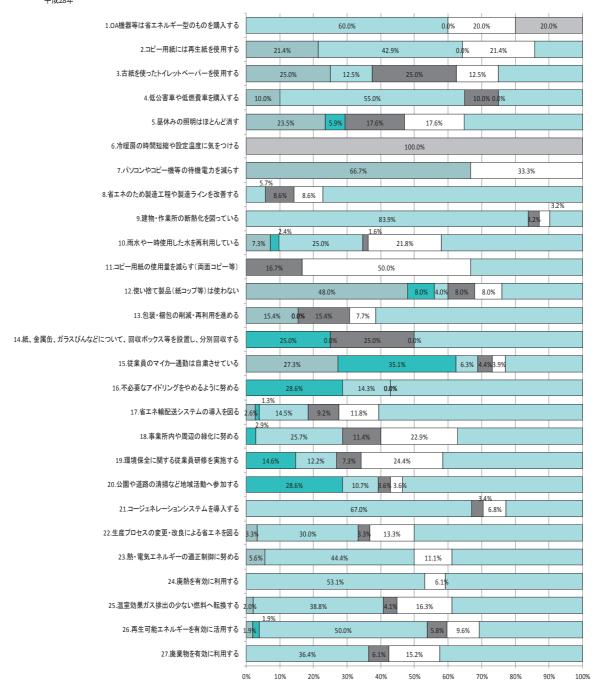
100%

## ⑤ 地球温暖化防止のための配慮行動の実行の妨げになること

④について"実行する予定はない"と回答した割合が最も高い「従業員のマイカー通勤の自粛」の実行を妨げる理由としては"従業員などの理解・協力が得られない"が最も高く35.1%であった。

また、工場及び作業場を所有している事業者を対象にした項目については、 すべての項目で"費用がかかる"と回答した割合が最も高く、30%以上を占め ている。また経年変化に関しては、同様の結果となっており大きな変化はなか った。

□1 便利さ・快適さが損なわれる □2 従業員などの理解・協力が得られない □3 費用がかかる □4 利益につながらない □5 効果に疑問がある □6 特に理由はない □無回答平成78年

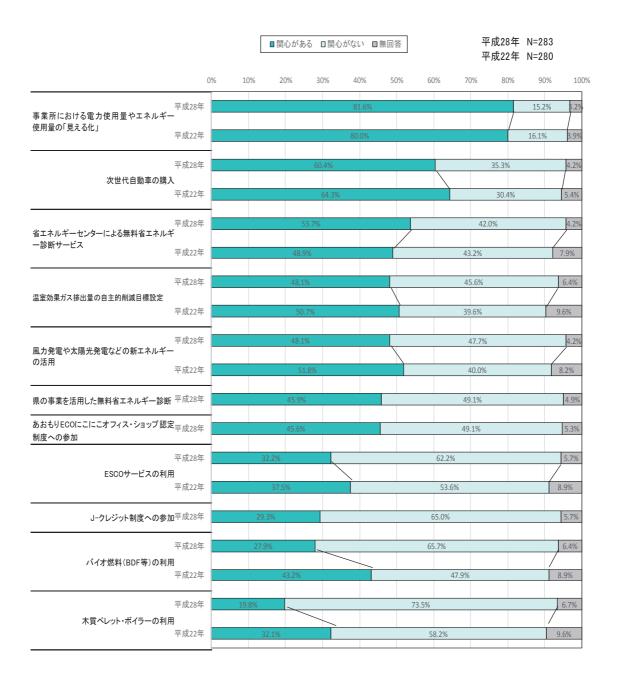


## (2) 地球温暖化防止に向けた取組や制度

## ① 地球温暖化防止に向けた取組や制度への関心度

"関心がある"と回答した割合について「事業所における電力使用量やエネルギー使用量の「見える化」」が81.6%と最も高く、次いで「次世代自動車の購入」が60.4%、「省エネルギーセンターによる無料省エネルギー診断サービス」が53.7%の順となっている。

また、経年変化に関しては、"関心がある"と回答した割合が増加傾向にある項目は「省エネルギーセンターによる無料省エネルギー診断サービス」であり、4.8%増加している一方で、「バイオ燃料(BDF等)の利用」、「木質ペレット・ボイラーの利用」が10%以上減少している。



## ② 地球温暖化防止に向けた取組や制度への対応状況

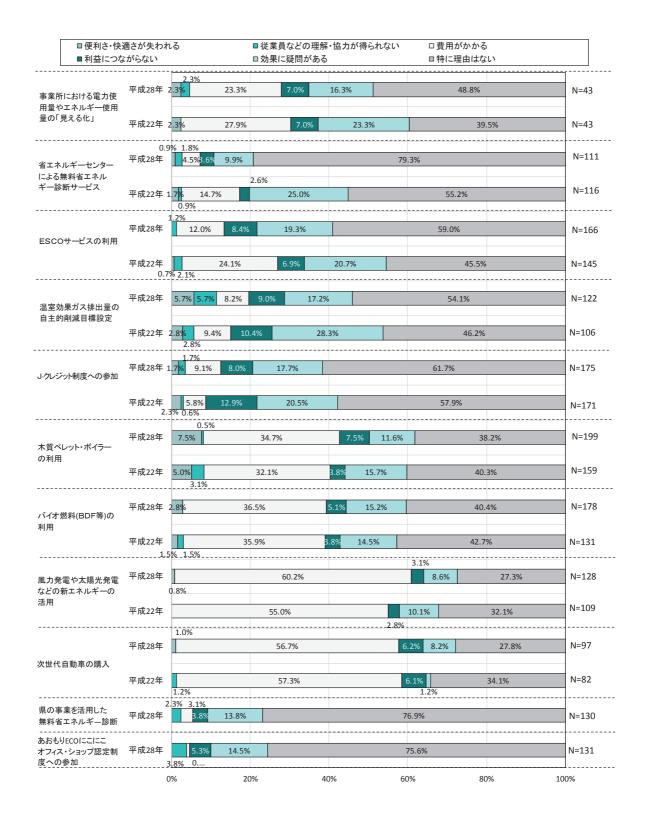
①で「関心がある」と回答した割合が高かった「事業所における電力使用量やエネルギー使用量の「見える化」」、「次世代自動車の購入」、「省エネルギーセンターによる無料省エネルギーサービス」の現在の対応状況については、"導入済みまたは導入に向けて検討中"がそれぞれ48.5%、37.8%、26.5%となっている。

また、経年変化に関して、ほぼすべての項目について"導入済みまたは導入に向けて検討中"と回答した割合が増加しており、「風力発電や太陽光発電などの新エネルギーの活用」が17.3%と最も増加している。事業所による地球温暖化防止に向けた取組が着実に推進されていることがうかがえる。



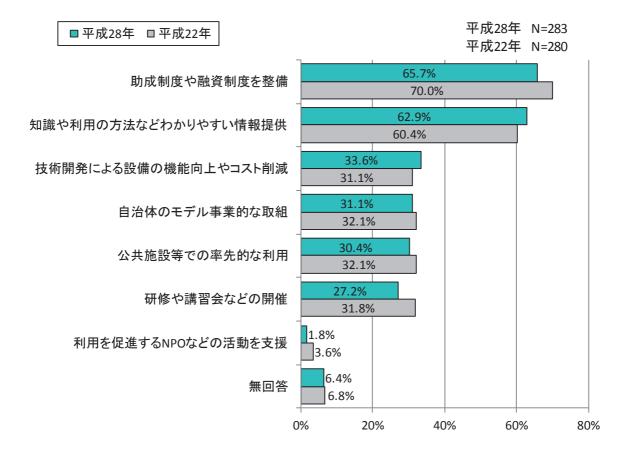
## ③ 関心がないと回答した理由

①で関心がないと回答した理由では"費用がかかる"の割合が多く、「風力発電や太陽光発電などの新エネルギーの活用」が60.2%、「次世代自動車の購入」が56.7%となっている。



## ④ 事業所で新たに取組や制度を導入していくために必要なこと

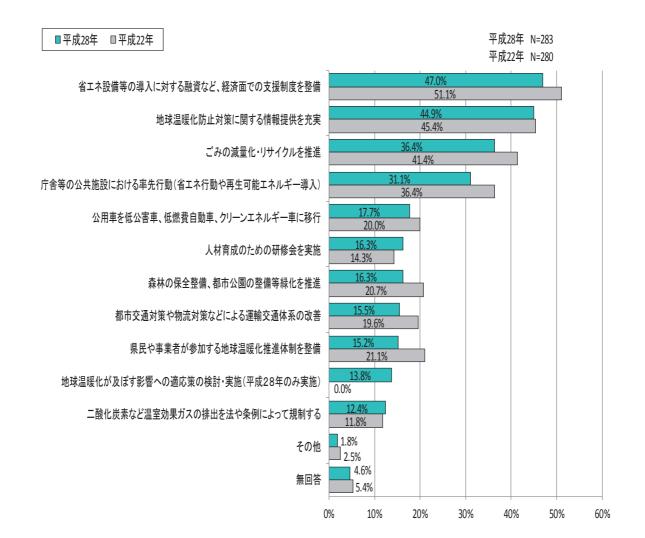
「助成制度や融資制度を整備」と回答した事業者が 65.7%と最も高く、次いで、「知識や利用の方法などわかりやすい情報提供」が 62.9%となっており、地球温暖化防止に向けた新たな取組や制度等の導入に当たっては、特に経済的支援及び情報提供を求められている結果となっている。



## (3) 行政の取組

## ○ 地球温暖化防止のために行政が取り組むべきこと

「省エネ設備等の導入に対する融資など、経済面での支援制度を整備」が47.0%、「地球温暖化防止対策に関する情報提供を充実」が44.9%、「ごみの減量化・リサイクルを推進」が36.4%、「庁舎等の公共施設における率先行動(省エネ行動や再生可能エネルギー導入)」が31.1%となっており、それぞれ30%を超えている。また、経年変化に関しても、ほぼ同様の傾向となっている。



# (4) その他自由意見

地球温暖化防止対策のあり方、進め方については、25 の事業者が意見を述べている。「国や県、市町村など行政のリーダーシップ」に関する意見が 4 件と最も多く、次いで、「クリーンエネルギーの推進」及び「補助金制度や条例による規制」が各 3 件となっている。

# IV 温室効果ガス排出量算定に関する基礎資料

## 1 温室効果ガス排出状況の推計方法

第5章2「本県の温室効果ガス排出状況と地域課題」において、本県の温室効果ガス排出量を推計した。現況排出量の推計の考え方は下表のとおり。

#### ①二酸化炭素 (エネルギー起源) の推計方法概要

部	門	算定方法
HA	製造業	71 / 12/4 14
	農林水産業	当該区分における県の二酸化炭素排出量の炭素換算値(「都道府県別エネルギ
産業部門	鉱業他	一消費統計」より把握)を二酸化炭素排出量に換算。
	建設業	(炭素換算排出量)× (44/12) ※
業務その他語	· 邹門	************************************
家庭部門		※(44/12)は二敗化灰糸(44)と灰糸(12)の力丁重の比学。
	自動車	車種別走行量(「道路交通センサス一般交通量調査」より把握)に、車種別燃費(「交通関係統計資料集(国土交通省作成資料)」より把握)及び全国平均の燃料別消費量構成比(「自動車輸送統計調査年報」より算出)を乗じて車種別燃料別消費量を算出し、二酸化炭素排出量に換算。 (車種別年間走行量)×(車種別燃費)×(燃料別消費量比)×(排出係数)
	鉄道	・電力消費量(「青森県統計年鑑」より把握)を二酸化炭素排出量に換算。 ・軽油(JR旅客)については全国の軽油消費量(「鉄道統計年報」「交通関係統計資料集(国土交通省作成資料)」より把握)を輸送人員の全国比(「貨物・旅客地域流動調査」により把握)にて按分して県内の軽油消費量を算出し、二酸化炭素排出量に換算。 ・軽油(民鉄の貨物・旅客)については軽油消費量(「鉄道統計年報」より把握)を二酸化炭素排出量に換算。
運輸部門		・電力:(電力消費量) × (排出係数) ・軽油/JR旅客:(全国の旅客分燃料別消費量) × (輸送人員数の全国比) × (排出係数) ・軽油/民鉄貨物・旅客:(軽油消費量) × (排出係数)
	身公舟白	全国の燃料別消費量(「交通関連統計資料集(国土交通省作成資料)」より把握)を、輸送トン数・輸送人員の全国比(「内航船舶輸送統計年報」「港湾調査年報」より把握)にて按分し、二酸化炭素排出量に換算。 ・貨物:(全国の貨物分燃料別消費量)×(輸送トン数の全国比)×(排出係数)
		・旅客:(全国の旅客分燃料別消費量) × (輸送人員数の全国比) × (排出係数)
	航空	空港燃料別消費量を(「暦年・年度別空港管理状況調書」より把握)を二酸化炭素排出量に換算。
		(空港燃料別消費量)×(排出係数)
<b>ーウィン</b>	電気事業者	県内火力発電所内での燃料別自家消費量(事業者ヒアリングにより県が把握) を二酸化炭素排出量に換算。
エネルギー転換部		(所内分燃料別消費量) × (排出係数)
一転換部	ガス事業者	県内ガス事業者の自家消費量(「ガス事業年報」により把握)を二酸化炭素排 出量に換算。
	17/2 1	(自家消費量)×(排出係数)

## ②二酸化炭素 (非エネルギー起源) の推計方法概要

区	分	算定方法			
工業プロセス	石灰石	セメント製造時の石灰石消費量(事業者ヒアリングより県が把握)を二酸化 炭素排出量に換算。 (石灰石消費量)×(排出係数)			
廃棄物	一般廃棄物	一般廃棄物焼却量、水分率、プラスチック類組成率(いずれも「一般廃棄物 処理事業実態調査」より把握)よりプラスチック類焼却量を算出し、二酸化 炭素排出量に換算。 (一般廃棄物焼却処理量) × (1 – (水分率)) × (プラスチック類組成率) × (排出係数)			
	産業廃棄物	廃油、廃プラスチック減量化量(青森県環境白書より把握)を、二酸化炭素 排出量に換算。 (種類別減量化量)×(排出係数)			

#### ③メタンの推計方法概要

(i) // // / (i)	<b>在計万法概要</b>	,			
区	分	算定方法			
	燃焼	・産業部門からの排出量については、当該区分における県の燃料別消費量 (「都道府県別エネルギー消費統計」より把握)をメタン排出量に換算。 ・自動車からの排出量については、車種別燃料別走行距離(二酸化炭素の 推計方法と同様)をメタン排出量に換算。 ・船舶・鉄道・航空からの排出量については、燃料別消費量(二酸化炭素 の推計方法と同様)をメタン排出量に換算。			
		・産業: (燃料別エネルギー消費量) × (排出係数) ・自動車: (車種別燃料別走行距離) × (排出係数) ・船舶等: (燃料別消費量) × (排出係数)			
	工業プロセス	全国の排出量(「日本の温室効果ガス排出量」により把握)を化学工業の製造品出荷額の全国比(「工業統計表」より把握)にて按分し、メタン排出量に換算。			
		(全国の排出量) × (化学工業の製造品出荷額の全国比)			
メタン	農業	・家畜および稲作からの排出量については、それぞれ家畜頭数および水稲作付面積(「青森県統計年鑑」により把握)をメタン排出量に換算。 ・農業廃棄物焼却からの排出量については、全国のメタン排出量(「日本の温室効果ガス排出量」より把握)を田の耕地面積の全国比(「耕地および作付面積統計」)にて按分。 ・家畜:(家畜頭数)×(排出係数)			
		・稲作: (水稲作付面積) × (排出係数) ・農業廃棄物焼却: (全国排出量) × (田の耕地面積の全国比)			
	廃棄物	・埋立からの排出量は、最終処分量(「一般廃棄物処理事業実態調査」より把握)をメタン排出量に換算。 ・焼却からの排出量は、一般廃棄物については、燃焼方式別焼却量(「一般廃棄物処理事業実態調査」より把握)をメタン排出量に換算。産業廃棄物については、廃油、汚泥の焼却量(「青森県環境白書」より把握)をメタン排出量に換算。 ・下水・し尿処理からの排出量は、下水処理量(「下水道統計」より把握)、し尿処理量(「一般廃棄物処理実態調査結果」より把握)、浄化槽人口(「一般廃棄物処理実態調査結果」より把握)をそれぞれメタン排出量に換算。			
		・埋立:(埋立処分量) × (種類別組成率) × (1 - (水分率)) × (分解率) × (排出係数) ・焼却/一廃:(燃焼方式別焼却量) × (排出係数) ・焼却/産廃:(種類別焼却量) × (排出係数) ・下水処理:(下水処理量) × (排出係数) ・し尿処理:(し尿処理量) × (排出係数) ・浄化槽処理:(浄化槽人口) × (排出係数)			

# ④一酸化二窒素の推計方法概要

区 分		算定方法				
	燃焼	・産業部門からの排出量については、当該区分における県の燃料別消費量(「都道府県別エネルギー消費統計」より把握)を一酸化二窒素排出量に換算。 ・自動車からの排出量については、車種別燃料別走行距離(二酸化炭素の推計方法と同様)を一酸化二窒素排出量に換算。 ・船舶・鉄道からの排出量については、燃料別消費量(二酸化炭素の推計方法と同様)を一酸化二窒素排出量に換算。 ・産業:(燃料別エネルギー消費量)×(排出係数)・自動車:(車種別燃料別走行距離)×(排出係数)・船舶等:(燃料別消費量)×(排出係数)・船舶等:(燃料別消費量)×(排出係数)				
	医療用ガス	・船舶等:(燃料別消費量)×(排出係数) 全国の排出量(「日本の温室効果ガス排出量」より把握)を病床数の全比(「医療施設調査・病院報告」より把握)にて按分し、一酸化二窒素出量に換算。 (全国の排出量)×(病床数の全国比)				
一酸化二窒素	農業	・家畜からの排出量は、家畜種別頭羽数(「青森県統計年鑑」より把握)を一酸化二窒素排出量に換算。 ・農業土壌および農業廃棄物焼却からの排出量は、全国の排出量(「日本の温室効果ガス排出量」より把握)をそれぞれ畑、田の耕地面積の全国比(「耕地および作付面積統計」より把握)にて按分し、一酸化二窒素排出量に換算。 ・家畜:(家畜種別頭羽数)×(排出係数)・農業土壌:(全国排出量)×(畑の耕地面積の全国比)・農業廃棄物焼却:(全国排出量)×(田の耕地面積の全国比)				
	廃棄物	・一般廃棄物からの排出量は、燃焼方式別焼却量(「一般廃棄物処理事業 実態調査」より把握)をし、一酸化二窒素排出量に換算。 ・産業廃棄物からの排出量は、紙くず又は木くず、廃油、廃プラスチック 類、汚泥の焼却量(「青森県環境白書」より把握)を一酸化二窒素排出量 に換算。 ・一般:(燃焼方式別焼却量)×(排出係数) ・廃棄:(廃棄物種別焼却量)×(排出係数)				

## ⑤代替フロン等の推計方法概要

区分		算定方法				
	HFC <sub>s</sub>	全国の排出量(「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」)を県内活動量の大きさに応じて全国比にて按分。 ・カーエアコンについては、自動車保有台数(「自動車保有車両数」)・業務用低温機器については卸売・小売業・飲食店の事業所数(「事業所・企業統計調査報告」)・医療品製造については化学工業の出荷額(「工業統計表」)・半導体製造等については電子部品・デバイスの出荷額(「工業統計表」)・家庭用冷蔵庫等その他については世帯数(「国勢調査報告書」)				
		・カーエアコン:(全国の排出量)×(自動車保有台数の全国比) ・業務用低温機器:(全国の排出量)×(卸・小売・飲食店事業所数の全 国比) ・医療品製造:(全国の排出量)×(化学工業の出荷額の全国比) ・半導体製造等:(全国の排出量)×(電子部品・デバイスの出荷額の全 国比) ・家庭用冷蔵庫等:(全国の排出量)×(世帯数の全国比)				
代替フロン等	PFCs	全国の排出量(「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」)を県内活動量の大きさに応じて全国比にて按分。 ・電子部品の洗浄、半導体製造等については電子部品・デバイスの出荷額(「工業統計表」) ・アルミニウム精錬については非鉄金属の出荷額(「工業統計表」) ・電気絶縁ガスについては電力消費量(「総合エネルギー統計」、「都道府県別エネルギー消費統計」) ・電子部品の洗浄:(全国の排出量)×(電子部品・デバイス出荷額の全国比) ・半導体製造等:(全国の排出量)×(電子部品・デバイス出荷額の全国比) ・アルミニウム精錬:(全国の排出量)×(非鉄金属出荷額の全国比)				
	S F 6	・電気絶縁ガス:(全国の排出量)×(電力消費量の全国比) 全国の排出量(「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」)を県内活動量の大きさに応じて全国比にて按分。 ・半導体製造等については、電子部品・デバイスの出荷額(「工業統計表」)・マグネシウム鋳造については、非鉄金属の出荷額(「工業統計表」)・電気絶縁ガスについては電力消費量(「総合エネルギー統計」、「都道府県別エネルギー消費統計」) ・半導体製造等:(全国の排出量)×(電子部品・デバイス出荷額の全国比)・マグネシウム鋳造:(全国の排出量)×(非鉄金属出荷額の全国比)・電気絶縁ガス:(全国の排出量)×(電力消費量の全国比)				
	NF <sub>3</sub>	・電気絶縁ガス:(全国の排出量) × (電力消貨量の全国比) 液晶製造について、全国の排出量(「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」)を県内の電気機械器具製造業出荷額(「工業統計表」)の大きさに応じて全国比にて按分。 液晶製造:(全国の排出量) × (電気機械器具製造業出荷額の全国比)				

## 2 目標年度における将来排出量(BaU)の推計方法

第5章3「本県の温室効果ガス排出量の将来推計」において、2030(平成42) 年度における特段の対策を講じない場合の温室効果ガス排出量を推計した。

推計にあたっては、2012(平成24)~2014(平成26)年度の3年間の平均排出量を現状値とした。

対策によって改善が見込まれる世帯当たり排出量や製造品出荷額当たり排出量等は現状のままとし、活動量のみが変化すると仮定して推計した。設定した指標等は下表のとおり。

		2013年度 (基準年度)	2030年度 現状趨勢 (BaU)	2013 年度比 増減率	主な活動量指標	2012~2014年度の 活動量の平均値	2030年度活動量	2030年度活動量推計の考え方
ェ	ネルギー起源CO2 計	13,707	13,681	-0.2%				
	産業部門	5,087	5,283	3.9%	製造品出荷額等	1,535,925百万円	1,668,023百万円	製造品出荷額等が2020年に 2013年比で増加するという青森 県総合戦略の目標を踏まえ、近 年の傾向等を元に推計
	業務その他部門	2,748	2,802	2.0%	延床面積	13,720,711m <sup>2</sup>	14,083,065m <sup>2</sup>	近年の傾向を元に推計
	家庭部門	3,803	3,691	-3.0%	世帯数	511,921世帯	499,655世帯	世帯人員数の近年の傾向と青森県長期人ロビジョンの人口を元に推計
	運輸部門	2,047	1,874	-8.4%	車種別自動車 保有台数	乗用車:717,934台 貨物車:221,502台	乗用車:702,655台 貨物車:213,534台	近年の傾向を元に推計
	エネルギー転換部門	22	30	37.6%	電力需要及び 供給予備力	1,403万kW	1,550万kW	東北電力株式会社の電力需要計画値を元に推計
非	エネルギー起源CO2 計	1,081	1,152	6.5%				
	工業プロセス部門	906	1,003	10.7%	セメント消費量	1,796,968トン	1,978,056トン	経済産業省長期エネルギー需 給見通しのセメント生産量の将 来予測値と近年の傾向を元に推 計
	廃棄物部門	175	148	-15.2%	プラスチックごみ 焼却量	44,196トン	34,783トン	近年の傾向と青森県長期人ロビジョンの人口を元に推計
C	O2以外温室効果ガス 計	1,584	1,736	9.6%				
	メタン(CH4)	414	386	-6.8%	水田作付面積	48,667ha	45,440ha	近年の傾向を元に推計
	一酸化二窒素(N2O)	773	615	-20.4%	農業産出額	2,824億円	2,670億円	近年の傾向を元に推計
	代替フロン等4ガス	397	735	85.3%		-	48,100 <b>千</b> t−CO2	・2020年度までは排出源ごとに 区分された経済産業省産業構造 審議会の資料を用いて計算し
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCS)	357	686	92.2%	日本の代替フロン 等4ガスのBaU	35百万t-CO2	-	<i>t</i> =。
	パーフルオロカーボン類 (PFCS)	30	35	18.2%	排出量	9百万t-CO2	-	・2020年度から2030年度までは 排出源ごとに区分された資料が
	六ふっ化窒素(SF6)	10	14	39.3%		6百万t-CO2	-	ないことから、環境省中央環境 審議会の資料を用いて代替フロン等4ガスを一括して計算した。
	三ふっ化窒素(NF3)	0.1	0.1	33.8%		5百万t-CO2	_	フサイバへと 口して可昇した。
	合計	16,373	16,569	1.2%				

#### 3 部門別削減量の推計方法

第6章2「削減目標の設定」において、国の地球温暖化対策計画における排出 削減見込量を反映させた部門別削減量及び県独自の施策効果等を反映させた部門 別削減量を推計した。

国の対策については、国の「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」に掲げられている対策・施策による排出削減見込量は、基本的に見込みどおり削減され、本県にも反映されるものと想定し、全国と本県で当該対策・施策による削減効果が異なることが見込まれる場合は、本県での削減効果を考慮して推計した。

県の対策については、国対策による削減効果が十分反映されるための底上げ・ 強化策として捉え、削減効果を推計した。部門ごとの削減見込量は下表のとおり。

E.V.	2013年度	2030年度	<b>计</b> 原始体内的	国対策	主な県対策内容及び関連する	県対策	国対策及び 県対策	国及び県対策後 排出量	
区分	(基準年度)	現状趨勢 (BaU)	主な国対策内容	削減量	主なリーディングプロジェクト	削減量	削減量の 合計	排出量	対基 年度
ネルギー起源CO <sub>2</sub> 計	13,707	13,681	B†	3,334	B†	402	3,736	9,944	-27.5
			部門合計	889	部門合計	121	1,010		
產業部門	5,087	5,283	・省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進・FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施・業種間連携省エネの取組推進		・風力・太陽光などの再生可能エネルギーの利活用促進(その他以外の部門共通)プロジェクト1)・環境保全型農業の推進(プロジェクトンエクトン・省エネルギー対策に係る情報提供、技術的支援等のフォローアップの推進(プロジェクト4)			4,274	-16.0
			部門合計	978	部門合計	139	1,117		
業務その他部門	2,748	2,802	・トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上・高効率な省エネルギー機器の音及・18EMSの活用、省エネ診断等を通した機能的なエネルギー管理の実施		・省エネルギー対策に係る情報 提供、技術的支援等のフォロー アップの推進(プロジェクト4)			1,685	-38.7
			部門合計	1,050	部門合計	50	1,100		
家庭部門	3,803	3,691	・高効率な省エネルギー機器の 普及 ・住宅の省エネ化 ・HEMS・スマートメーターを利用 した家庭部門における徹底的な エネルギー管理の実施		・省エネルギー住宅のガイドラインの策定・普及(プロジェクト5) ・あらゆる主体の連携、協働により推進体制の構築(プロジェクト7)			2,591	-31.9
			部門合計	406	部門合計	93	498		
運輸部門	2,047	1,874	・次世代自動車の普及、燃費改善 善・国民連動の推進(エコドライブ)・海運グリーン化総合対策、鉄道 貨物輸送へのモーダルシフトの 推進		・県民、事業者の総参加によるスマートムーブの取組の推進(ブロジェクト6)			1,376	-32.8
				部門合計	11	部門合計	-	11	
エネルギー転換部門	22	30	・電力排出原単位の低減		・プロジェクト1 ※削減効果は国対策に含む			19	-12.7
ニュー・エネルギー起源CO2 計	1,081	1,152	B†	31			31	1,121	3.7%
<b>工業プロレスが88</b>	000	1.000	部門合計	2.7	部門合計	-	2.7	1.000	10.4
工業プロセス部門	906	1,003	混合セメントの利用拡大		-			1,000	10.4
			部門合計	28	部門合計		28		
廃棄物部門	175	148	バイオマスプラスチック類の普及		<ul><li>プロジェクト7 ※削減効果は国 対策に含む</li></ul>			120	-31.2
   O₂以外温室効果ガス 計	1.584	1,736	81	505	7,44,-10		505	1.231	-22.3
			メタン合計	62	メタン合計	-	62		
メタン(CH4)	414	386	<ul><li>・農地土壌に関連する温室効果 ガス排出削減対策</li></ul>		<ul><li>プロジェクト2 ※削減効果は国対策に含む</li></ul>			324	-21.8%
				一酸化二窒素合計	6	一酸化二窒素合計	-	6	
一酸化二窒素(N2O)	773	615	<ul><li>農地土壌に関連する温室効果 ガス排出削減対策</li></ul>		<ul><li>プロジェクト2 ※削減効果は国対策に含む</li></ul>			610	-21.1
代替フロン等4ガス	397	735	代替フロン等4ガス合計	437	代替フロン等4ガス合計	-	437		
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCS)	357	686	・代替フロン等4ガス(HFC、PF C、SF6、NF3)対策						
パーフルオロカーボン類 (PFCS)	30	35			-			298	-24.9
六ふっ化硫黄(SF6)	10	14	-						
三ふっ化窒素(NF3)	0.1	0.1	吸収源対策合計	997	吸収源対策合計	_	997		
吸収源対策	-	-	•森林吸収源対策	007	************************************		991	-997	-
r 91	16.373	16.569		4.866	※別級効素は圏対策に含む	402	5.269		11.3
	.0,070	. 5,555		.,500			-,200		,0

# V 計画の改定体制・経緯

# 1 策定経過

年月日	事項等
平成 28 年 7 月 4 日	第5回あおもり低炭素社会づくり庁内推進本部会議を開催 (計画見直しキックオフ)
平成 28 年 7 月 6 日	平成 28 年度第 1 回青森県地球温暖化対策推進協議会を開催(計画見直し説明)
平成 28 年 7 月 29 日	あおもり低炭素社会づくり庁内推進本部平成28年度第1回 幹事会を開催(計画見直しに係る具体の進め方等の説明)
平成 28 年 9 月 5 日、 6 日、8 日	平成 28 年度「気候変動の影響への適応計画」に係る情報交換会 を開催
平成 28 年 10 月 31 日	青森県地球温暖化対策推進計画改定庁内ワーキンググループ 第1回会議を開催(計画見直しの方向性を説明)
平成 28 年 10 月~ 平成 29 年 3 月	青森県地球温暖化対策計画の見直しに係る排出削減量等推計 を委託で実施
平成 28 年 11 月~ 平成 29 年 1 月	計画見直しに係る環境に関する県民・事業者意識等実態調査を実施
平成 28 年 12 月 14 日	青森県地球温暖化対策推進計画改定庁内ワーキンググループ 第2回会議を開催(計画改定骨子案及び各種地球温暖化対策(施 策)の検討)
平成 29 年 3 月 24 日	平成 28 年度第 2 回青森県地球温暖化対策推進協議会を開催 (計画改定骨子案の検討)
平成 29 年 4 月 17 日	あおもり低炭素社会づくり庁内推進本部平成 29 年度第 1 回 幹事会を開催(計画改定骨子案の説明)
平成 29 年 6 月 2 日	青森県地球温暖化対策推進計画改定庁内ワーキンググループ 第3回会議を開催(計画改定素案及びリーディングプロジェクト の検討)
平成 29 年 7 月 26 日	平成 29 年度第 1 回青森県地球温暖化対策推進協議会を開催(計画改定素案の検討)
平成 29 年 8 月 1 日	あおもり低炭素社会づくり庁内推進本部平成 29 年度第 1 回 幹事会を開催(計画改定素案の説明)
平成 29 年 9 月 13 日	青森県地球温暖化対策推進計画改定庁内ワーキンググループ 第4回会議を開催(計画改定案及びリーディングプロジェクト の検討)
平成 29 年 11 月 9 日	平成 29 年度第 2 回青森県地球温暖化対策推進協議会を開催 (計画改定案の検討)
平成 29 年 12 月 20 日	第29回青森県環境審議会(青森県地球温暖化対策推進計画の改 定について報告)
平成 30 年 2 月 14 日	第30回青森県環境審議会(青森県地球温暖化対策推進計画(改定案)の諮問・答申)
平成 30 年 3 月 1 日	第6回あおもり低炭素社会づくり庁内推進本部会議を開催 (計画改定)

## 2 策定体制

# 青森県地球温暖化対策推進協議会 委員名簿

(委嘱期間: H29.7.22~H31.7.21)

氏名	役職名	備考
神本 正行	国立大学法人 弘前大学 学長特別補佐	会長
武山 泰	学校法人 八戸工業大学 教授	
大黒 正敏	学校法人 八戸工業大学 教授	
飯田 俊郎	公立大学法人 青森公立大学 教授	
外崎 均	気象庁 青森地方気象台 調査官	
櫻庭 洋一	青森県商工会議所連合会 常任幹事	
松野 ミツ	青森県中小企業団体中央会レディース会 会長	
三浦 政光	公益社団法人 青森県トラック協会 専務理事	
嶋中 由紀子	一般社団法人 青森県建築士会 会員	
山田 全史	東北電力株式会社 青森支店 企画管理部門 部長	
村岡 威伴	八戸市交通部 部長	
林 博美	特定非営利活動法人 青森県消費者協会 業務部 次長	
渋谷 拓弥	青森県地球温暖化防止活動推進センター長	
今 京子	青森県地球温暖化防止活動推進員	

#### 青森県地球温暖化対策推進協議会設置要綱

#### (設置)

第1 青森県における地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律 (以下「法」という。)第22条に基づく地方公共団体実行計画協議会として青森県地球温暖 化対策推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

#### (構成)

- 第2 推進協議会は、委員15人以下をもって構成する。
- 2 委員は、学識経験者等から知事が委嘱する。
- 3 推進協議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

#### (委嘱期間)

- 第3 委員の委嘱期間は、委嘱の日から2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 2 委員は再任することができる。

#### (所管事項)

- 第4 推進協議会は、法第21条に規定された地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定等 に係る協議を行う。
- 2 推進協議会は、法第 21 条に規定された地方公共団体実行計画(区域施策編)の進捗状況 の評価及び必要に応じた連絡調整を行う。

#### (会議)

- 第5 推進協議会の会議は、環境生活部長が招集する。
- 2 推進協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 推進協議会は、必要により議事に関係のある者の意見及び説明を聴取することができる。

#### (部会)

- 第6 推進協議会は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。
- 2 部会は、推進協議会委員及び検討テーマに関連する分野の有識者等をもって構成することができる。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

#### (庶務)

第7 推進協議会の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

#### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は環境生活部長が定める。

#### 附則

- この要綱は、平成22年 3月29日から施行する。 附則
- この要綱は、平成28年 7月11日から施行する。

## あおもり低炭素社会づくり庁内推進本部設置要綱

平成21年2月4日制定

(設置)

第1条 本県における低炭素社会づくりに関する総合的な対策を推進するため、あおもり低炭素社会づくり庁内推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 低炭素社会づくりに関する情報の収集に関すること。
  - (2) 低炭素社会づくりに関する総合的な対策の推進に関すること。
  - (3) その他低炭素社会づくりに関する重要事項に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は知事を、副本部長は環境生活部を所管する副知事をもって充てる。
- 3 本部員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 2 本部長は、必要に応じて、本部員以外の職員に本部への出席を求めることができる。

(幹事会)

- 第5条 本部の円滑な運営を図るため、本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。
- 3 会長は、環境生活部長をもって充て、副会長は環境政策課に係る事務を整理する環境生活部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、幹事会を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 8 会長は、必要に応じて、幹事以外の職員に幹事会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成21年2月4日から施行する。
  - 附則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年5月13日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月2日から施行する。 附 則

この要綱は、平成25年4月23日から施行する。 附 則

この要綱は、平成26年4月14日から施行する。 附 則

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。

#### 別表第1 (第3条関係)

下北地域県民局長

<u> </u>
副知事 (環境生活部を所管しない副知事)
病院事業管理者
教育長
警察本部長
総務部長
企画政策部長
環境生活部長
健康福祉部長
商工労働部長
農林水産部長
県土整備部長
危機管理局長
観光国際戦略局長
エネルギー総合対策局長
出納局長
東青地域県民局長
中南地域県民局長
三八地域県民局長
西北地域県民局長
上北地域県民局長

#### 別表第2(第5条関係)

<b>加</b> 农
地域連携部長
財政課長
行政経営管理課長
企画調整課長
交通政策課長
県民生活文化課長
環境政策課長
健康福祉政策課長
商工政策課長
地域産業課長
農林水産政策課長
食の安全・安心推進課長
農産園芸課長
畜産課長
林政課長
監理課長
都市計画課長
建築住宅課長
防災危機管理課長
観光企画課長
エネルギー開発振興課長
会計管理課長
経営企画室長
教育政策課長
総務事務推進課長

## 青森県地球温暖化対策推進計画改定庁内ワーキンググループ設置要綱

(目的)

第1 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。)第21 条第3項の規定に基づき策定した青森県地球温暖化対策推進計画を見直しに当 たり、改定案の検討等を行うため、青森県地球温暖化対策推進計画改定庁内ワー キンググループ(以下「WG」という。)を設置する。

#### (所管事項)

- 第2 WGの所管事項は、次のとおりとする。
  - (1) 青森県地球温暖化対策推進計画改定案の検討
  - (2) その他青森県地球温暖化対策推進計画の改定に必要となる事項の検討

#### (構成員)

- 第3 WGは、別表に掲げる課(以下「関係課」という。)の長が指名する関係課 所属職員により構成する。
- 2 WGに座長を置き、環境生活部環境政策課長をもって充てる。

#### (会議)

- 第4 WGの会議は、座長が招集する。
- 2 座長は、必要に応じて、前条第1項による構成員以外の者を会議に出席させることができる。

#### (庶務)

第5 WGの庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

#### (その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成28年10月18日から施行する。

#### 別表 (要綱第3関係)

部 局 等	課	部 局 等	課
企画政策部	企画調整課	県土整備部	監理課
環境生活部	県民生活文化課	危機管理局	防災危機管理課
健康福祉部	健康福祉政策課	観光国際戦略局	観光企画課
商工労働部	商工政策課	エネルギー総合対策局	エネルギー開発振興課
農林水産部	農林水産政策課		